2015 春闘

特集2

春闘　新時代へ

日本労働組合総連合会 会長　古賀 伸明

連合は、2015年春季生活闘争方針を昨年12月2日に開催した中央委員会で決定しました。要求内容の特徴は、「継続的に安定的に月例賃金を引き上げていくことが、経済の好循環を実現させるために不可欠である」という考え方を全面に出すとともに、また、「長時間労働の撲滅」を掲げた事です。闘争の進め方においては、「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」というテーマで地域の活性化に関わるあらゆる人たちとのネットワークを構築し、私たち労働組合の取り組み内容を広く知っていただくとともに、それぞれの立場で地域活性化に向けた取り組みを進めていくためのフォーラムを開催していくことです。

頂いたテーマは「春闘　新時代へ」という事ですが、2015春季生活闘争はいわゆる春闘による賃金決定方式がスタートして60回目の節目の年でもあります。社会・経済情勢が変化していく中で、「春闘の終焉」と言われた時期もありました。しかしながら、この春闘方式と言われる取り組みの特徴は、「生産性三原則」の考え方をベースに企業別組合などが要求・交渉・協議を集中化させることで、社会・経済、産業や職場の課題を共有し、賃上げをはじめとする労働条件の改善を進めることにあります。交渉結果は、個別企業の組合員にとどまらず、すべての従業員、すべての働く者、地場の中小零細企業、さらには法定最低賃金、そして公務員賃金へと波及するという意味で、社会的労働条件決定のメカニズムと言えます。労働組合は、その意義と現局面における重要性を再認識して、闘争を推進していく必要があります。働く者の声を要求に集約し、地道で真摯な交渉・協議を積み重ねていくことが必要です。このことは、これまでも重視してきましたし、今後も変わることはないと思っています。組織率が残念ながら低下してきている中では、従来以上にこの春闘方式を通じて、組織労働者の取り組みの結果を社会に波及させていくことが重要になっていると思います。

したがって、2015春季生活闘争も「すべての組合が月例賃金にこだわる取り組み」を進めなければならないとして、賃上げの具体要求基準を検討してきました。基本的に、労働組合は実質賃金の維持・向上を求めていくことが本務です。それを踏まえた上で、過年度物価上昇分や企業収益の適正な分配の観点、経済の好循環を実現していく社会的役割と責任を踏まえ、すべての構成組織が取り組みを推進していく事を重視して、定期昇給相当分の確保を前提に2%以上の賃上げ要求基準を決定しました。

また、「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みにあたっても、賃金の上げ幅も大事ですが、賃金水準自身が「生活できる賃金水準」「仕事の内容や役割などに見合った納得できる賃金水準」なのかを検証し、是正していくことも必要です。そのため、連合としてはじめて「最低到達水準」を設定しました。それは、最低必要生計費にもとづくミニマム基準です。働くということは、私たち生身の人間の営みであり、その対価は、当然、人たるに値する生活をおくれる水準を上回るものでなければなりません。企業規模間の違い、雇用形態の違い、男女という性別の違いに関わらず、この最低限の水準は必ず確保しなければなりません。未組織労働者も含め、広く社会全体の底上げ・底支えを実現するためには、個別賃金水準にこだわり、構成組織が掲げる目標への到達闘争の意識を強く持つことが重要です。

2015春季生活闘争のもう一つの大きな柱は、「長時間労働の撲滅」です。連合主要組合では、約10

年にわたり年間総実労働時間が2000時間台に高止まりした状態で推移し、これまでも労働時間の縮減について取り組みを求めてきました。しかしながら、長時間労働の是正は残念ながら進んでいません。賃金とともに労働条件の根幹である労働時間について、私たちは真摯にこれまでの運動を振り返り、今一度闘争の柱として位置づけ、重点的に取り組む必要があります。労働安全衛生面・健康確保の観点から、いつの時代にも過重労働が許されないことは当然ですが、現在の日本社会の構造的な問題でもある超少子・高齢化、人口減少という状況にあっては、長時間労働が当たり前という生き方・働き方は社会的に許されないという事を認識する中で、意識改革を進めていきたいと思います。人間は誰でも1日24時間、1年間365日という限られた時間が与えられています。労働時間が長くなると、家族や地域のために活動する「社会生活の時間」が削がれることになります。育児・介護・家事という時間は自分自身の生活のためということも当然ですが、地域社会の中で自分が果たさなければならない社会的な努めという側面もあるのです。これまでは、その「社会的な努め」をだれか別の人が担ってくれていました。しかし、超少子・高齢化、人口減少の中にあっては、自らがその努めを十分に果たしていくことが求められるのです。闘争方針ではワーク・ライフ・バランス社会の構築の必要性を掲げました。あらゆる取り組みを通じて長時間労働の縮減に積極的に推進していくことが必要です。

本年は、闘争の進め方のなかで、「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、地域のあらゆる関係者との連携を開催することを提起しています。

わが国が持続的な成長を成し遂げるためには、地方経済の活性化がカギを握っており、そのためには地域・地場の中小企業の活性化が不可欠です。日本企業のおよそ9割、雇用労働者の約7割を占める中小企業で働く仲間は、地域社会でも主人公です。地元での若者の雇用促進、適正な公共サービスや取引関係の確立による企業の活躍促進など、各地方連合会の政策・制度要求内容とその実施にコミットする組織・団体との議論が極めて重要です。働く者のみならず、行政、企業、住民を含め、あらゆる関係者が参加して、地域全体の活性化に向けて必要な施策などについて対話、意見交換を行い、様々なネットワークをひろげていきたいと思います。

地域経済の底上げ・活性化のため、春季生活闘争が本来持っている社会的労働条件決定メカニズムを発揮し、社会への広がりを意識した取り組みを、これまで以上に強化していくことが必要です。

最後に、政労使会議の経過について触れておきたいと思います。

2013年12月20日に「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の取組をまとめました。①賃金上昇に向けた取組、②中小企業・小規模事業者に関する取組、③非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組、④生産性の向上と人材の育成に向けた取組の4点でしたが、2014年9月に再開した政労使会議では、これらのチェックとフォローを行うとともに、超少子・高齢化、人口減少、さらに労働力人口の減少といった、いわば日本社会の構造的な問題への対応の方向性についても意見交換を進めてきました。それぞれに重要な内容で、奥深いものがあり慎重な議論が必要であると思います。いずれにしろ、「経済の好循環の実現に向けて」昨年取りまとめた4項目が重要であるとの認識をベースとして、単年度の取り組みだけではなく「継続して行う」事が求められているとの認識を共有化できたこと、また、ワーク・ライフ・バランス社会実現の重要性について議論を深めることができたことは意義深いものと受けとめています。政府においても、幅広い国民の声に耳を傾け、雇用の安定、所得の向上、将来不安の解消に取り組むべきだと思います。

連合の2015春季生活闘争の方針は、こうした政労使での議論内容も織り込まれており、私たちは連合の考え方を社会全体に主張していきます。また、それぞれの交渉の場においても労使の社会的な役割と責任について議論を深めていくことが重要です。

「春闘　新時代へ」ということは、企業労使の交渉プロセスや交渉結果が、単に労働条件改善としての社会的波及のみならず、日本社会の持続可能性のための課題の解消に向けた取組として波及させていくことだと思います。

労働組合役員及び労働組合員の皆さん、ともに頑張りましょう。（寄稿）

連合（日本労働組合総連合会）：1989年に結成された、日本の労働組合のナショナル・センター。51の「構成組織」（産業別労働組合など）が加盟し、全国47都道府県に「地方連合会」をおく。加盟組合員は約674万人

古賀　伸明（こが・のぶあき）：1975年、松下電器産業入社。96年松下電器産業労働組合中央執行委員長に就任。02年電機連合中央執行委員長、04年からは全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）議長を兼務。05年連合事務局長、09年より連合会長、13年再選、現在に至る。